



令和4年度 古賀市職員採用試験 (第二回) 募集要項

申込み締切 8/19(金)



○試験区分および受験資格

試験区分	採用予定人数	仕事の内容	受験資格
一般事務B (高卒程度)	1名程度	一般行政事務(技術事務も含む)に従事します。	平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人
一般事務C (文化財専門員)	1名程度	文化財業務及び一般行政事務に従事します。	・昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 ・大学又は大学院において考古学に関する専門課程を卒業(修了)した人(令和5年3月31日までに卒業(修了)見込みを含む)又はこれと同程度の専門的知識を有すると認められる人

※採用予定人数は変更になる場合があります。

※令和4年度の第一回の採用試験に申込みをした人は第二回に申込みできません。

○試験区分および科目

試験	日程	試験科目	試験会場
一次試験	9月18日(日)	一般事務B (高卒程度) 教養試験・ケース記述試験	古賀市役所
		一般事務C (文化財専門員) 教養試験・専門試験	
二次試験	10月30日(日)	個人面接・集団討論	古賀市役所
三次試験	12月3日(土)	個人面接	古賀市役所

※一次試験について

9月18日(日)	[受付] 8:30~9:15 [試験案内開始] 9:15 [終了予定時刻] 13:00	※試験会場のご案内は4ページに記載しています。 ※教養試験とケース記述試験・専門試験の間に昼食の休憩は設けません。
----------	--	--

新型コロナウイルス感染症に伴う注意事項

○試験当日は、感染防止のためにマスクを必ず着用してください。なお、本人確認のために写真照合を行う際は、試験係員の指示に従ってマスクを外してください。

○試験中は換気のため窓や入口のドアを定期的に分けて開けます。体温調節のしやすい服装でお越しください。

○手洗い、手指消毒、咳エチケット、身体的距離の確保、3密(密集、密接、密閉)の回避など、普段から感染防止対策や体調管理に努めてください。

○以下に該当する方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えてください。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方
- ・ 発熱、咳、倦怠感、咽頭痛等の症状がある方
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある方
- ・ 海外での滞在歴などにより、自宅等での待機を要請されている方

○発熱等の症状のある方は、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話相談してください。

相談先に迷った場合等は、最寄りの保健所の「受診・相談センター」に電話してください。

○試験当日は必ず検温を実施してください。

○試験の内容

試験	試験科目	内容	対象
一次試験	教養試験	公務員として必要な一般教養及び知識についての択一式による筆記試験	一般事務B・C
	ケース記述試験	現状把握力、課題解決力及び論理的思考等をみる記述試験 ※教養試験の成績が一定水準に達しない場合は、採点の対象になりません。	一般事務B
	専門試験	遺物実測図作成等の実技試験 ※実測用具(三角定規、直定規、キャリパー、ディバイダー、コンパス等)を持参ください。	一般事務C
二次試験	個人面接	主に人物、知識等についての個別面接による試験	一般事務B・C
	集団討論	与えられた課題について自由に討論する形式の試験	一般事務B・C
三次試験	個人面接	主に人物、知識等についての個別面接による試験	一般事務B・C

(注1)試験はすべて日本語による出題・質問で行います。

(注2)身体の障がい等の理由により受験に際して配慮が必要な方は、申込時にその旨をお伝えください。

(注3)計算機能又は翻訳機能がついた腕時計等の試験場内持込は禁止します。また、携帯電話を時計代わりに使用することも禁止します。

○合格の発表

試験	日程	
一次試験	10月14日(金)	古賀市公式ホームページ及び古賀市役所前掲示板 (合格者には文書により通知します。) ※電話での合否の問合せにはお答えいたしません。 ※二次試験・三次試験の詳細は、合格者に文書で通知します。
二次試験	11月4日(金)	
三次試験	12月9日(金)	

【備考】

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の各号に該当する人は受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 古賀市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

国籍は問いません。なお、日本国籍を有しない人の受験資格等については次のとおりです。

ア 受験資格…次のいずれかに該当する人

① 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定められている永住者

② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者

イ 採用後の担当業務等

公権力の行使に該当する業務に従事する職、又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

※公権力の行使に該当する業務とは

① 市民の権利又は自由を一方向的に規制することとなる業務

② 市民に義務又は負担を一方向的に課することとなる業務

③ 市民に対し強制力をもって執行する業務

(例)市税の賦課・督促・滞納処分、生活保護の決定、都市計画等の決定及び立入調査等

※公の意思の形成への参画に携わる職とは


本市の「事案決裁規程」等に定める決裁の権限を有する職(ライン職)で課長職以上の職及び市の基本施策にかかわる企画・人事・財政運営など施策的判断の決定に携わる職が該当します。

○申込み期間・方法

※提出された応募書類は、一切返却しません。
 ※記載された個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。

【申込み期間】 7月15日(金) 13時00分 ~ 8月19日(金)17時00分

【申込み方法】 ①インターネット(電子申請) ② 郵送持参のいずれか (※原則、インターネットで申込み)

古賀市公式 ホームページ <small>(インターネット申込み および提出書類ダウンロード)</small>	https://www.city.koga.fukuoka.jp/ 「市政情報」→「市役所の仕事としくみ(担当部署インデックス)」 →「人事秘書課」→「職員の募集情報」→「令和4年度職員採用試験」	
---	--	---

①インターネット(電子申請) インターネット申込み時に「採用試験申込書」の添付が必要です。

手順	①古賀市公式ホームページ「インターネット受験申込み」から行ってください。 ※「採用試験申込書」(所定の様式)を添付ファイルとして必ず登録してください。 ②申込みが完了すると、「到達通知」メールが届きます。 ※ 申込みから3日(土日祝日除く)経過しても届かない場合は、古賀市役所人事秘書課にご連絡ください。 ※ メール内の到達番号を控えてください。(到達番号は、受験番号確認に必要です。) ③受験番号確認表を見て、到達番号から受験番号を確認してください。 ※ 受験番号確認表は、8月30日(火)までに古賀市公式ホームページに掲載します。 ④一次試験当日に、受験票・写真票・面接カードを持参してください。
注意事項	・通信障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。 ・申込み後に届く、受験申込み到達通知メールの送信者名は「ふくおか電子申請サービス」です。 ・不備がある場合は、概ね3日以内(土日祝日除く)に古賀市役所人事秘書課から連絡します。 ・ドメインの指定受信をしている場合は、「@elg-front.jp」と「@city.koga.fukuoka.jp」を受信できるようにしてください。

②郵送持参(原則、インターネットで申込みしてください) 郵送の場合は8月19日必着です。

手順	①古賀市公式ホームページから採用試験申込書と受験票と面接カードをダウンロードしてください。 ②必要事項を記載の上、下記住所へ郵送または持参ください。 ③人事秘書課から返送する受験番号記載済の受験票と、写真票を一次試験当日に持参ください。
	郵送 〒811-3192 古賀市駅東一丁目1番1号 古賀市役所人事秘書課人事係 行 ※8月19日(金)必着 持参 古賀市役所人事秘書課人事係(市役所第一庁舎3階) 8:30~17:00(土日祝日除く) ※8月19日(金)必着
注意事項	・受験票は8月下旬に発送予定ですが、9月2日(金)までに到着しない場合は、古賀市役所人事秘書課までお問い合わせください。 ・書類完備のものに限り受け付けます。 ・郵送の場合は、封筒の表に「一般事務C」のように朱書してください。また、簡易書留で送付してください。 ※締め切り間近の場合は「速達」を推奨します。

③提出書類の入手方法 <提出書類> 採用試験申込書・受験票・写真票・面接カード

※ 提出書類は4種類(採用試験申込書・受験票・写真票・面接カード)です。申込方法によって提出方法が異なります。

古賀市公式ホームページ	古賀市公式ホームページでファイルをダウンロードできます。
古賀市役所人事秘書課	古賀市役所人事秘書課(市役所第一庁舎3階)で配布します。
郵送で請求	封筒の表に「受験申込書請求」と朱書して、返信用封筒(A4サイズ)を同封の上、古賀市役所人事秘書課(〒811-3192 古賀市駅東一丁目1番1号)に郵送してください。 ※返信用封筒には宛先を明記し、140円切手を貼付してください。

○合格から採用まで

最終合格者は採用候補者名簿に登載(有効期限は、発表の日から1年)され、必要に応じ任命権者が採用します。(原則として、6月間は条件付採用。)

○採用後の待遇・勤務条件

(1)給与

給料は次の月額が目安です。(令和4年4月現在。地域手当6%含む。)

高卒程度:164,200円程度 ・ 大学卒:193,100円程度 ・ 大学院卒:207,200円程度

※上記金額を基準とし、職歴や他の職員との均衡を考慮した上、一定の基準により算定した給料月額が支給されます。

※このほかに扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれ条件に応じて支給されます。

(2)勤務時間、休日、休暇 ※配属先によって異なる場合があります。

勤務時間:8時30分～17時00分(途中45分の休憩時間)

休日休暇:土曜日、日曜日、祝日、年末年始

※他にも、有給休暇、特別休暇(夏季休暇、結婚休暇など)有。

○試験結果の開示

この試験結果については、古賀市個人情報保護条例に基づき受験者本人が開示請求をすることができます。開示請求をする場合は、受験番号等の確認に必要なため、受験票を持参してください。当日開示ではありません(開示請求受付:古賀市役所総務課 ※運転免許証など、本人確認書類が必要です。)

○試験会場

【一次試験会場】

古賀市役所(古賀市駅東1丁目1番1号)

※試験会場ではマスクを着用してください。

最寄りの交通機関

<JRでお越しの方>

・「古賀」駅東口より徒歩8分

<西鉄バスでお越しの方>

・<市内線>「市役所前」バス停から徒歩1分

・<[急行]赤間・福岡線(都市高速・国道3号経由)>

「庄」バス停より徒歩8分

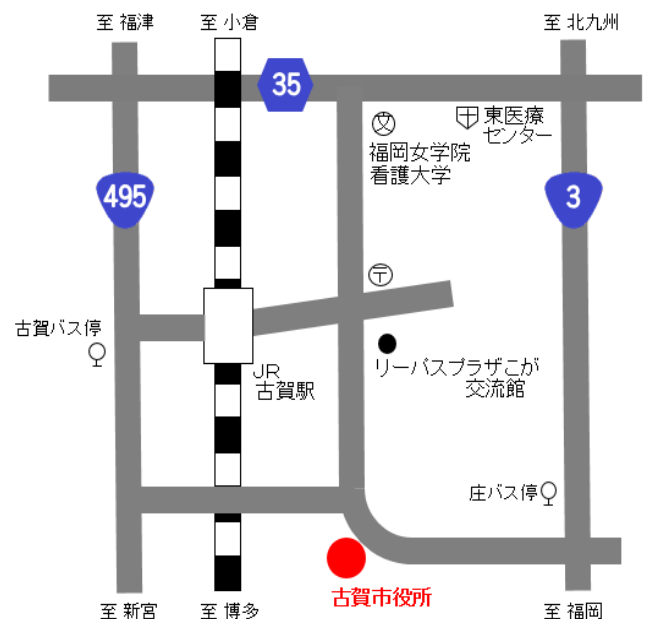
・<[26A]赤間・天神線(都市高速・県道495号経由)>

「古賀」バス停より徒歩15分

*試験会場の古賀市役所には駐車場できませんので、公共交通機関をご利用ください。

◆当日臨時連絡先(8:30-13:00)

090-2508-3554



***受験にあたって障がい等を理由に配慮が必要な方は申込みの際にご連絡ください。**

天候悪化等に伴い試験実施が危惧される場合は、試験当日の午前7時00分までに古賀市公式ホームページ情報ボックス内の「トピック(古賀市からのお知らせ)」に掲載します。なお、試験を中止する場合は、日程を延期します。(実施の場合は掲載しません。また、電話での問合せは受付しません。)

< お 問 合 せ >

古賀市役所 人事秘書課 人事係 (窓口受付 8時30分から17時00分 ※土日祝日除く)

〒811-3192 古賀市駅東一丁目1番1号

[TEL] 092-942-1121(直通) / [MAIL] jinji@city.koga.fukuoka.jp

[古賀市公式ホームページ] <https://www.city.koga.fukuoka.jp/>

令和4年度
職員採用試験



*市民と市職員が一体となり、まちづくりを積極的に進めていくため、職員の市内居住を奨励しています。